

市長所信表明（令和２年３月）

おはようございます。

本日、令和２年３月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、去る１月２８日、職員による準公金の横領による免職、また酒気帯び運転による停職３ヶ月の懲戒処分を行いました。

本市職員が起こした事案につきましては、全体の奉仕者として法を守るべき立場にある公務員として、許されざる行為であり、市民の皆様のご信頼を大きく裏切ることになりましたことに対しまして、心から深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが再び起こることがないように、再発防止策を講ずるとともに、綱紀の粛正と服務規律の徹底を図り、職員一丸となり、一日も早い市民の皆様のご信頼回復に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、任命権者として、その責任を重く受け止めており、市長である私の給料を３０％、副市長の給料を２０％、それぞれ１ヶ月減額することとしており、関係条例の改正を本議会に提案しているところでございます。

次に、「新型コロナウイルス感染症への対応」についてでございます。

昨年末から世界規模で広がりを見せている新型コロナウイルスによる感染症（COVID19）については、日本国内でも複数地域で感染経路が特定できない患者が発生するなど、事態は日を追うごとに深刻化しており、さらなる拡大が懸念されております。

こうした中、政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を取りまとめ、感染拡大防止策に取り組むこととしておりますが、去る2月25日には、徳島県内でも初めて感染が確認されたところであり、市民の皆様にも、これまで以上に不安が広がっているものと思われまます。

本市といたしましては、県内での感染確認を受け、翌26日、直ちに、私自身をトップとする庁内組織として、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、県をはじめ関係機関との情報共有や連携のもと、市民の皆様の不安解消に向けた周知の徹底や市が主催する行事の中止・延期など、庁内一丸となって適切な対応を講じることとしたところであります。

さらに、本日から、政府の要請を受け、子どもたちの健康・安全に最大限配慮して、市内すべての小・中学校を臨時休校とするとともに、各家庭の状況に配慮し、市内すべての放課後児童クラブにおいて、長期休暇と同様の時間延長を行うことといたしました。

また、幼稚園、こども園及び保育所については、家庭での保育を呼びかける一方で、保育を必要とする家庭にも配慮し、衛生管理の徹底のもと、引き続き開園とすることといたしました。

今後とも、関係機関との連携のもと、市民の皆様の安心・安全の確保に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、「令和2年度当初予算」についてでございます。

本市の財政状況が一層厳しい局面を迎える中、先の定例会でご説明した編成方針に沿って、事業の選択と集中を徹底し、これまでの予算規模にこだわらない予算編成を行ったところであります。

その結果、一般会計予算の総額は202億9,400万円、対前年度比で約32億円の減額となり、合併後15年を経て、身の丈に合った予算規模に移行したものと考えております。

主な事業につきましては、このあと順次ご説明させていただきますが、昨年の市長選挙を通じて市民の皆様にお約束した政策の実現に向け、一歩ずつ着実に取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら一方では、合併特例債や普通交付税の算定替えによる合併後の財政優遇措置が今年度をもって終了することから、今回の予算編成においては財源不足を補うため、財政調整基金及び減債基金を大きく取り崩さざるを得なかった状況にあり、今後の財政運営においては、これまで経験したことのない困難な舵取りを求められるものと考えております。

まさに、令和2年度は「財政構造改革『元年』」との強い気概を持って、私自身、リーダーシップを発揮し、庁内一丸となって、市民サービスの維持と地方創生の実現に最大限の努力を重ねてまいり決意でございますので、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「第4次行財政改革大綱の策定」についてでございます。

平成16年10月の本市発足以来、第1次から第3次の15年間、行財政改革に取り組んでまいりました。

その間、職員数の削減や、指定管理者制度の導入や民間移管の推進、分庁舎方式から本庁舎方式への変更や幼稚園・保育所の再編等に積極的に取り組むことで、経費の削減に努めてまいってきたところでございます。

しかしながら、先程も述べましたとおり、今後の財政運営は非常に厳しい見込みであることから、持続可能な財政基盤を維持するために、行財政改革の取組を絶やすことなく、引き続き第4次の改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第2期「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございます。

令和元年12月に、国において第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、引き続き、地方創生の実現に向け取り組むこととされました。

これを受け、本市においても、国の総合戦略や、徳島県の「新たな総合戦略」を勘案しつつ、人口ビジョンに示された人口の現状と将来の展望を踏まえ、人口減少の克服と、地域の活性化に向けた、今後5年間の目標や施策の基本方針、具体的な施策を示す第2期「吉野川市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定することといたしました。

本市の人口動態については、依然として転出超過が続いており、特に20歳代の若者世代の人口流出に歯止めがかかっていない状況がございます。

第2期総合戦略におきましては、今後厳しい財政状況が見込まれる中ではございますが、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現」「転出抑制と転入増加への挑戦」「地域の特性を活かした課題解決と地域社会の形成」の3つを基本方針とし、引き続き若者世代の定住促進に取り組んでいくとともに、合併まちづくりの総仕上げ期間に整備した、市民プラザや上桜スポーツグラウンド、認定こども園等の施設を十分に活用し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

市政推進の両輪とも言うべきこれら2つの計画につきましては、市内各界各層からのご意見や、パブリックコメントの実施も踏まえ、策定をしてまいりたいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「都市再生整備事業による中心市街地活性化の推進、吉野川市民プラザ、鴨島駅周辺整備事業」について申し上げます。

「中心市街地活性化の推進」につきましては、都市再生整備事業における「吉野川市民プラザ」の建設工事のうち、建築工事は既に竣工しており、現在は外構工事を進めているところであり、3月26日には落成式、また施設見学会を開催し、施設の完成をご報告できるものと考えております。

また、鴨島駅周辺整備事業に関しましては、駅前ロータリー等を再整備する計画で、現在、詳細設計を進めているところでございます。工事につきましては、本年秋頃の着工を予定しており、本市の玄関口にふさわしい顔づくりとなるよう取り組んでまいります。

次に、今後の「吉野川市民プラザ」の運用についてでございますが、子どもから高齢者までが利用できる地域コミュニティ拠点として、健康・スポーツ機能や、文化・芸術交流の充実強化に努め、地域コミュニティ形成の促進を図ってまいりたいと考えております。

まず、アリーナ・図書館におけるオープニングイベントとしては、4月19日の日曜日に、メインアリーナで元・全日本女子バレーボール監督の眞鍋政義（まなべ まさよし）氏による「講演会」と、眞鍋氏と元・全日本代表選手・筒井視穂子（つつい みほこ）氏による小中学生や一般の方々を対象にしたバレーボールクリニックを予定しております。

また、あわせて4月1日から19日までの間には、各種イベントを随時計画しているところでございます。

次に、市民プラザ4階には、子育て支援センター「ちびっこプラザ」を開設し、子育て全般に関する支援を行ってまいります。

また、乳幼児の一時預かりの施設を新設するなど、子育て支援フロアとすることで、本市の子育て支援の拠点として、市内各こども園の子育て支援施設と連携を取りながら、子育て世代の活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、市民プラザ1階は、社会福祉活動を市内全域で行っている吉野川市社会福祉協議会の事務所として、地域包括支援センターの運営を行うことで、地域住民の更なる保健・医療の向上と福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、市民プラザ1階南側の一角に、新たなビジネスや雇用の創出、地域経済の活性化を図ることを目的として、コワーキング・シェアオフィス「K i - d a」（キーダ）をオープンいたします。

このオフィスでは、都市部企業と地元企業者等との交流イベントなどを開催することを計画しており、中小企業者等の振興の拠点となるよう、大きな期待をしているところでございます。

なお、アリーナの完成に伴いまして、永年にわたって市民の皆様にご利用いただきました鴨島体育館については、令和2年度中に解体した後、令和3年度以降に、跡地を鴨島公民館、江川・鴨島公園の駐車場として整備することとしております。

次に、「鴨島中央部地区認定こども園」について申し上げます。

平成30年12月より建築工事に着手しておりました、私立鴨島中央認定こども園が先月29日に竣工を迎え、4月より市内7園目となる新しいこども園が開園いたします。

これをもちまして、吉野川市幼保再編構想で計画した認定こども園整備は全て完了することとなります。

保護者や市民の皆様をはじめ、再編整備にご理解・ご協力いただいた全ての方々に深く感謝し、心よりお礼申し上げます。

今後とも、次代を担う子ども達の豊かな成長を願い、就学前の子どもに対する教育・保育及び保護者に対する子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に「新ごみ処理施設」について申し上げます。

本市における「燃やせるごみ」の処理については、中央広域環境施設組合による「広域処理」から、本市単独で処理する方針を決定し、新施設の整備に向けて準備を進めているところでございます。

本事業の実施にあたって、懸案となっておりました「吉野川市循環型社会形成推進地域計画」については、これまで国・県と協議を重ねていたところでございますが、先般、国からの承認をいただいたところでございます。

これによりまして、貴重な特定財源となる「循環型社会形成推進交付金」の見通しがつき、今後は、事業着手に向けた諸準備を進めた後、速やかに建設候補地の決定を行い、周辺関係自治会の皆様や、市民の皆様への説明を行うとともに、処理方式の決定、新施設に係る調査、計画策定、関係機関との協議を行いながら、国が目指す「持続可能な適正処理の確保」に沿った施設整備を本格的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

まず、「山瀬小学校屋内運動場改築事業」について申し上げます。

山瀬小学校屋内運動場改築工事は、本年10月の着工を目指し、現在、実施設計を進めているところでございます。

工事着工に当たっては、児童の学習活動に支障を来さないよう、既存屋内運動場の南側に新しい屋内運動場を建設し、竣工後、既存施設を解体、外構整備までを一連の事業とし、令和3年度末を目途に事業完了とする計画としております。

また、本施設は学校施設としての用途のほか、山川地区における災害時に備えるための指定緊急避難場所・指定避難所となることなどから、備蓄物資の配置スペースの確保や、小学校屋内運動場としては、徳島県内初となる空調設備を整備することで、避難所生活の環境改善を図ってまいりたいと考えております。

今後も、引き続き、次世代を担う児童・生徒の教育環境の充実に努めてまいります。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

まず、「地域公共交通調査事業」について申し上げます。

昨今の運転免許返納者の増加や、来たるべき超高齢社会に向けて、本市でも高齢者をはじめとする交通弱者の移動支援対策が課題となっております。

このため、今後の吉野川市版・移動支援制度の構築に向けて、まずは市民の方々へのアンケート調査を行いたいと考えております。

この結果を分析することにより、市民の皆様のニーズを十分に把握し、限られた財源の中で、より市民の方が利用しやすい制度の構築につなげてまいりたいと考えております。

また、アンケートにつきましては、電子申請システムを活用したWebアンケートも実施し、より広く意見を募集してまいりたいと考えております。

次に、「マイナンバーカード普及促進・交付円滑化事業」について申し上げます。

国が定めた「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」では、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、普及促進を進めていくこととされております。

このため、本市においては円滑な交付を行うため、広報誌での継続的な啓発はもとより、来庁者への申請勧奨や申請受付、オンライン申請のサポート、申請用顔写真の無料撮影などを実施しているところであります。

令和2年度には、消費活性化策として、一定条件により、国から「マイナポイント」が付与されるとともに、令和3年3月からは健康保険証として利用が開始されることとなっております。

さらに、将来的には各種申請手続きがオンラインで可能となることも踏まえ、利便性や利活用の機会が更に拡大されることが想定され、マイナンバーカードは手放せないものとなってまいります。

マイナンバー制度のメリットをより実感していただけるよう、デジタル社会の早期実現に向けて、私自身自ら先頭に立ち、市民の皆様へ情報を発信していくとともに、申請サポート体制の強化、交付窓口の整備等を積極的に行い、引き続き交付円滑化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「マイナポイントを活用した消費活性化対策」について申し上げます。

先程も少し触れましたが、消費税率引き上げに伴う需要平準化策として、マイナポイントを活用した消費活性化策が実施されることになったことに伴い、本年1月から、市役所本館市民ホールに専用窓口を設置し、マイナンバーカード取得者に対する、マイキーID設定支援やマイナポイント制度の円滑な導入に向けた普及啓発を行っております。

4月以降につきましても、引き続き専用窓口を設置し、マイキーID設定支援を行うとともに、7月から令和3年3月までの間、マイキーIDを設定した方に対して、マイナポイントの申し込み支援を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、市民の皆様への制度の普及啓発についても取り組んでまいります。

次に、「高齢者インフルエンザ予防接種広域化事業」について申し上げます。

現在、本市では、高齢者のインフルエンザの発症及び重症化を防ぐことを目的として、吉野川市内の医療機関で予防接種を行った場合に、接種費用の一部を自己負担することで、接種をすることが出来ております。

しかしながら、かかりつけの医療機関が市外にある場合や、市外の社会福祉施設に入所している場合等、市外の医療機関で予防接種を受けた場合は全額個人負担となっていたことから、令和2年度から、県内市町村による広域化事業に参画することで、市外の医療機関において予防接種を受けた場合でも、一部個人負担で接種出来るようになり、予防接種の機会拡大を図れるものと考えております。

今後とも、高齢者の健康を保持するため、高齢者予防接種事業の接種率向上に努めながら、感染予防対策を推進してまいります。

次に、「浄化槽設置補助事業における補助対象の拡大」について申し上げます。

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、これまでは、対象区域内の合併処理浄化槽の設置費用のみが補助対象となっておりました。

令和元年度に浄化槽法が改正されたことに伴い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、これまでの設置補助に加え、宅内配管工事にかかる費用について、30万円を上限に補助金を追加して交付することが出来るようになったところでございます。

このことから、本市においても、令和2年度から、宅内配管工事にかかる費用についても補助対象とすることといたします。

今回の補助対象の拡充により、設置費用の負担軽減が図られ、合併処理浄化槽への転換が一層進むことが期待されるものと考えております。

次に、「下水道への接続促進事業」について申し上げます。

下水道事業につきましては、昨年4月から、地方公営企業法による企業会計へ移行したことに伴い、将来にわたって安定的に下水道サービスの提供を維持していくために、経営戦略の策定を行ったところでございます。

経営戦略においては、財源確保の手段の一つとして、使用料収入の増収に向けた、下水道への接続率向上を挙げております。

現在、供用開始後3年未満の早期接続者への奨励金制度を実施しておりますが、このたび、供用開始後3年以上経過されてる方でも、数件単位のグループで申請いただくことにより、グループの件数に応じて奨励金を支給する「水洗便所等改造奨励金グループ申請制度」を、本年4月から2年間の期間限定で実施することといたします。

また、「未接続世帯への戸別訪問事業」と併せて実施することにより、一層きめ細やかなサポート体制を構築出来るものと考えております。

今後も引き続き、接続率の向上に努めるとともに、下水道経営の更なる健全化を図ってまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

まず、「移住定住の促進」について申し上げます。

移住・定住の促進にあたりましては、これまでも、情報発信として、シティプロモーションの実施、受け入れ体制の充実に向けては、移住コーディネーターの配置、住まいのサポートとして、「新婚世帯家賃補助事業」や「来て観て住んで事業」等を展開してきたところでございます。

このうち、「新婚世帯家賃補助事業」につきましては、若者世帯の定住促進に一定の効果が見られたものの、近隣自治体が同様の施策を導入したことにより、転入促進への効果も薄れてきたことなどから、本年度末で新規申請の受付を終了することといたします。

また、「来て観て住んで事業」につきましては、前身の「吉野川市に住んでみんで事業」から5年間、事業を継続してまいりましたが、非常に好評であり、定住促進や転出抑制に大きな効果があったことから、引き続き、令和2年度からは、「しあわせ住まいづくり支援事業」としてリニューアルを行い、限られた財源の中ではございますが、若者世代の住宅取得を支援してまいりたいと考えております。

次に、「中山間地域交流拠点整備事業」について申し上げます。

廃校となった旧種野小学校を、「吉野川市中山間地域交流拠点整備計画」に基づき、様々な世代が集い、また市内外の人々と交流することができる多目的交流拠点施設としてリニューアルするため、先月から改修工事に着手しているところでございます。

改修工事につきましては本年8月末に完了し、その後、施設で使用する備品等の整備を進め、開館につきましては、令和3年度の早い時期を予定しております。

また、管理運営については、指定管理者制度などによる民間活力を導入し、施設の利用率の向上や、この施設を核とした交流人口の増加に向けた取り組みなどを行うことで、美郷地区の活性化を図って参りたいと考えております。

次に、「地域おこし協力隊」について申し上げます。

人口減少、少子高齢化等の問題に直面している本市において、地域の担い手となる人材の確保が重要な課題となっております。

こうした中、都市住民を受け入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱し、観光振興や伝統技術の継承などの地域協力活動に従事してもらうことが非常に有効な手段と考えられます。

このため、本年度、「地域おこし協力隊」の募集を行ったところ、複数名の応募をいただき、先日、最終選考を行ったところでございます。

着任後は、地域の課題である担い手不足の解消や地域の活性化が図られるとともに、地域おこし協力隊員の委嘱期間終了後も、本市に定住・定着していただけるよう、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

「エディブルフラワー・エコシステム・チャレンジ推進事業」について申し上げます。

平成30年12月、本市若手職員による政策提案プロジェクトチームと財務省徳島財務事務所の若手職員プロジェクトチームが協働して、旧川田西小学校を利活用した「エディブルフラワー・エコシステム・チャレンジ」の政策提案が、内閣府主催の「地方創生☆政策アイデアコンテスト2018」において、最高賞の「地方創生担当大臣賞」を受賞いたしました。

これを受け、県内企業と金融機関が事業化に向け、検討を進めていたところでございますが、企業から、昨年11月に採算性の面から事業着手は困難である旨の申し出があり、旧川田西小学校を利活用しての事業化は、事実上断念することとなりました。

しかしながら、エディブルフラワーが本市の特産品となることで魅力の創出に繋がることや、新たな地元雇用が生まれるなど、地域活性化に向け有効であることから、今後につきましては、市の遊休地等を利活用するなど、市長である私自身のトップセールスによる市内企業等への働きかけにより、次の事業展開を進めてまいりたいと考えております。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

まず、「災害への備え」について申し上げます。

1点目は、「消防防災活動拠点整備事業」についてであります。

現在、山川町春日に建設中の「消防防災活動センター（仮称）」は去る2月6日に着工し、本年10月初旬に竣工する予定であります。

この施設は、平時は市の備蓄物資や防災資機材の保管及び消防操法訓練などに利用し、災害時には地域内物資輸送拠点として、支援物資等の受け入れ、避難所等への物資供給を行うほか、土のう作成・配布を行う「土のうステーション」としても機能するなど、「安心・安全なまちづくり」の拠点となる施設として整備を行ってまいります。

2点目は、「ハザードマップの全戸配布」についてであります。

現在の「吉野川市防災ハザードマップ」は、平成18年3月に作成したもので、その後の水防法等の改正や土砂災害警戒区域の指定、指定避難所の変更などに対応していないことから、新しい基準に合わせた「吉野川市防災ハザードマップ」を鋭意、作成いたしております。

新年度早々には各家庭をはじめ、学校や多くの人々が集まる研修施設などに配布いたします。平時からご家庭内での話し合いや自主防災組織の研修、防災教育の教材として活用することで、防災意識の向上と災害時の適切な避難行動に役立てていただきたいと思いますと考えております。

次に、「ため池の防災減災対策」について申し上げます。

平成30年7月の豪雨において、多くのため池の決壊等が発生したことを受け、国において、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が改正され、全国のため池の緊急点検や、ため池の被災リスクの低減を図る取り組みを行うこととされました。

これにより、本市においても、農業用ため池の管理状況、今後の利用方針等の確認作業を実施したところ、防災重点ため池で、鴨島町にある山路大月池（さんじ・おおつきいけ）が、今後における使用が見込めず、廃止方針となったことから、農村地域防災減災事業を活用し、ため池の廃止工事を行うこととしたところでございます。

今後引き続き、所有者・管理者の意向を確認しながら、ため池の防災減災対策に取り組んで参りたいと考えております。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

まず、「集約都市形成支援事業」について申し上げます。

全国的に急速な人口減少と少子・高齢化が進み、安心して暮らせる持続的なまちづくりの推進が課題となる中、コンパクトな都市構造への転換が求められております。

このため、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目的とした「立地適正化計画制度」が、国において創設されました。

この「立地適正化計画」は、人口減少に伴う都市の拡散を防ぎ、都市機能や公共サービスの持続可能性を確保するために、都市計画区域内において居住機能や都市機能を誘導する区域・方針、またその施策を検討し作成するものです。

本市におきましても、急速な人口減少と少子・高齢化が進む中、安心して暮らせる持続的なまちづくりを推進するため、現行の都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、その見直しも含め、本市の特性に応じた持続可能な都市形成を実現するため、来年度から2年をかけ、立地適正化計画の策定に向け、集約都市形成支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「浄化槽汚泥等投入事業」について申し上げます。

本市における「浄化槽汚泥等」の処理については、阿北環境整備組合による「広域処理」から、鴨島中央浄化センターを有効活用した「単独処理」へ方針を転換したところでございます。

現在、県管理河川「江川」の管理道路を占用した「進入路工事」と、浄化センター内の「受入施設工事」に着手しております。

さらに、来年度からは「景観整備工事」にも着手し、年内には受入態勢の整備を終え、令和3年4月から正式に稼働する予定としております。

次に、「情報システムにおける住民基本台帳や税・福祉等、いわゆる基幹系業務システムのクラウド化事業」について申し上げます。

国においては、平成29年度に、地方公共団体におけるクラウド導入の取組を促進するため、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進計画」が策定されました。

平成30年度には、「令和5年度までに複数の地方公共団体による共同で情報システムを調達し、外部のデータセンターを共同で利用することを目指した『自治体クラウド』の導入自治体数が約1,100団体となるよう拡大を図る。」との、政府目標が示されたところであります。

このような中、本市も平成30年度から県内の10団体と共同によるクラウド導入に向けた検討を始め、その後「徳島県7市町情報システム共同利用推進協議会」を立ち上げ、本格的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、最終的には、本市と北島町・上勝町の1市2町で、基幹系業務システムにおける「自治体クラウド」を導入するという結論に至ったところでございます。

この共同による「自治体クラウド」導入における効果といたしましては、情報システムにかかるコスト削減、セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保といった面を挙げることができます。

また、国が求めている業務の共通化・標準化を目指す観点からも有効な手段であり、本年11月の運用開始に向け、取り組んで参りたいと考えております。

最後に、「就職氷河期世代の職員採用」について申し上げます。

いわゆる「就職氷河期世代」には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な職に就いている、また無業の状態であるなど、様々な問題に直面されている方が多くおられます。

このため、政府においては昨年6月に「就職氷河期世代支援プログラム」を、12月には具体的な取り組みを盛り込んだ「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」を策定したところであります。

この行動計画では、具体的な施策として、「地方公務員の中途採用の促進」が挙げられており、先般、その協力を求める総務大臣書簡も発出されております。

こうした動きを受けて、本市においても就職氷河期世代の就労支援と本市の組織活性化を図るため、「就職氷河期世代」の方々を対象とした採用試験を実施することとし、令和2年度のできるだけ早い時期での実施に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和2年3月議会に提出を予定しております案件について、お手元の一覧表に沿って、ご説明いたします。

まず、報第1号から報第4号までは、専決処分の報告でございます。

内訳につきましては

- ・市有車両が関係する交通事故及び延滞金等に関する損害賠償額の決定 3件
- ・アリーナ・交流センター（仮称）建設工事の変更請負契約の締結 1件

となっております。

事故の概要や、損害賠償の額・和解の内容、また変更請負契約の金額等につきましては、議案書の専決処分書をご高覧ください。

次に、議第1号から議第18号までは、「条例関係議案」です。

議第1号「吉野川市森林経営管理基金条例」は、森林の整備促進と適切な経営管理を行うために必要な経費の財源として、基金を設置するために必要な事項を定めるものです。

議第6号「特別職で常勤のものの給与に関する条例の一部改正」は、職員の不祥事に係る懲戒処分に伴い、市長は現在の支給額の30%を、副市長は20%を、令和2年4月の給与からそれぞれ減額することについて定めるものです。

議第8号「学校設置条例の一部改正」については、鴨島幼稚園・知恵島幼稚園の閉園に伴う所要の改正を行うものです。

議第9号「奨学金貸与条例の一部改正」については、高等学校等の授業料が実質無償化されたことにより、高校生に係る奨学金貸与の必要性が低下したことから、大学生等を重点的に支援するため、所要の整備を行うものです。

議第 11 号及び議第 12 号については、
「吉野川市民プラザ」の開館に伴い、鴨島公民館の図書室の閉室、
並びに、鴨島体育館の廃止を行うため、「図書館条例」及び「体育
館条例」について所要の整理を行うものです。

議第 13 号「西川田福祉センター条例の一部改正」については、
西川田福祉センターの移転に伴う所要の改正を行うものです。

議第 15 号「佐藤高由（さとう たかよし）教育振興基金条例の
廃止」については、
寄付金を原資とする基金を活用した山川中学校等の施設整備事業
が完了したことにより、基金条例を廃止するものです。

議第 18 号「市民プラザ条例の一部改正」については、
令和 2 年 4 月オープン予定の市民プラザ内に整備するコワーキン
グ・シェアオフィスについて、使用料その他必要な事項を整備する
ものです。

次に、議第 19 号から議第 22 号までは、「令和元年度補正予算
案」です。

議第 19 号「一般会計・補正予算（第 6 号）」は、
各事業における実績に伴う不用額・不足額を調整する一方、
「都市再生整備事業の鴨島駅前駐車場・駐輪場整備やポケットパー
クの用地購入費等」
1 億 3 7 2 万 2 千円、

「学校の空調（飯尾敷地小）の整備やトイレ（鴨島第一中、鴨島東
中）の洋式化事業の工事費」
6, 3 2 0 万円
「校内 LAN 等の公立学校情報通信ネットワーク整備事業」
2 億 2 3 0 万 7 千円

「財政調整基金へ 1 0 億円」 「減債基金へ 3 億 2, 0 0 0 万円」
「森林経営管理基金へ 4 0 0 万円」それぞれの基金への積立金など

合計で、1 3 億 2, 8 1 8 万 9 千円を追加し、
補正後の予算総額を、2 5 3 億 7, 5 5 7 万 5 千円とするものです。

議第20号から議第22号は、
「国民健康保険特別会計」、「後期高齢者医療特別会計」、
「介護保険特別会計」の3つの特別会計について、事業費の確定等
により、所要の補正を行うものです。

次に、議第23号から議第28号までは、「令和2年度当初予算案」です。

議第23号「一般会計予算」につきましては、
予算額 202億9,400万円で、
前年度比 31億6,190万円（13.5%）の減となっています。

これは、
「一般廃棄物処理事業」 2億9,001万8千円
「中山間地域交流拠点整備事業」 8,565万6千円
「鴨島体育館解体事業」 7,645万8千円
など、大規模事業の実施に伴う増額の一方、

都市再生整備事業における市民プラザ建設事業や鴨島中央部地区
認定こども園整備事業などの、事業の完了や進捗に伴う減額が生じ
ることによるものです。

議第24号「国民健康保険特別会計予算」は、
保険給付費、特定健康診査等事業費など、
47億1,715万6千円を計上しています。

議第25号「後期高齢者医療特別会計予算」は、
広域連合納付金など、
6億7,611万5千円を計上しています。

議第26号「介護保険特別会計予算」は、
保険給付費、地域支援事業費など、
55億7,966万7千円を計上しています。

議第27号「水道事業会計予算」は、
安全・安心な水を供給するための経費として、
収益的支出で、6億5,603万3千円、
資本的支出で、7億1,722万5千円を計上しています。

議第28号「下水道事業会計予算」は、
鴨島中央処理区・川島処理区・川田処理区の管渠整備や、
各処理場の維持管理費、借入金の元利償還金等として、
収益的支出で、11億8,557万1千円、
資本的支出で、13億7,745万4千円を計上しています。

次に、議第29号「^{かわたやま}川田山・辺地総合整備計画の変更」は、
林道の早期開通に向け、事業を集約するため、事業費及び辺地対
策事業債の予定額に係る計画の変更を行うものです。
(なお、令和2年1月14日付けで徳島県の同意済みです。)

次に、議第30号は、
「^{にしあま}西麻植新田12号線」ほか7線の市道路線の認定を行うもので
す。

最後に、諮第1号から諮第4号につきましては、
4名の人権擁護委員の任期満了等に伴い、後任者を推薦したいた
め、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求め
るものです。

以上、概要の説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、原案ど
おり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。